

令和 4年12月26日

三重県知事様

所在地 三重県四日市市中川原二丁目3番8号
名称 医療法人 たちばな会
理事長 伊東 猛
電話番号 (059) 350-7775

決 算 届

令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届け出ます。

記

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 たちばな会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 〒510-0833 三重県四日市市中川原二丁目3番8号

(3) 設立認可年月日 平成17年 7月 6日

(4) 設立登記年月日 平成17年 7月13日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	いとう内科消化器科	三重県四日市市中川原二丁目3番8号	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
デイサービスセンターいろは	三重県四日市市中川原一丁目6番35号	

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年11月29日 令和 2年度決算の決定

令和 4年 8月31日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号 0476

法人名 医療法人 たちばな会
所在地 三重県四日市市中川原二丁目3番8号

財 産 目 録
(令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額		212,818 千円
2. 負 債 額		173,924 千円
3. 純 資 産 額		38,894 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	76,635
B 固 定 資 産	136,183
C 資 産 合 計 (A + B)	212,818
D 負 債 合 計	173,924
E 純 資 産 (C - D)	38,894

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

損益計算書

医療法人 たちばな会

自 令和 3年10月 1日

至 令和 4年 9月30日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
社 保 診 療 収 入	129,645,646	
自 由 診 療 収 入	36,320,537	
介 護 収 入	37,119,148	203,085,331
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	5,143,370	
医 薬 品 材 料 仕 入	27,207,579	
* * 合 計 * *	32,350,949	
期 末 棚 卸 高	42,864,786	29,486,163
売上総利益金額		173,599,168
【販売費及び一般管理費】		174,933,776
営業損失金額		△1,334,608
【営業外収益】		
受 取 利 息	431	
雑 収 入	5,567,318	5,567,749
経常利益金額		4,233,141
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益		170,000
【特別損失】		
固定資産除却損		6
税引前当期純利益金額		4,403,135
法人税、住民税及び事業税		72,000
当期純利益金額		4,331,135

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 たちばな会

理事長 伊東 猛 様

私は、医療法人 たちばな会 の令和 3 年度会計年度（令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 12 月 21 日

医療法人 たちばな会

監事 久田 好洋